



平成 19 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ニ ッ カ ト ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 村 隆
(J A S D A Q コ ー ト 5 3 6 7)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 紀 ノ 岡 隆 一 郎
電 話 番 号 0 7 2 - 2 3 8 - 3 6 4 1

自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ

平成 19 年 2 月 22 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分にかかる株式売出し

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 253,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 19 年 3 月 5 日(月)から平成 19 年 3 月 8 日(木)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 処 分 方 法 売出しとし、新光証券株式会社及び日興シティグループ証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、売出価格は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、売出価格等決定日における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定するものとする。
- (4) 申 込 期 間 平成 19 年 3 月 9 日(金)から平成 19 年 3 月 13 日(火)まで。
なお、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合には、平成 19 年 3 月 6 日(火)から平成 19 年 3 月 8 日(木)までとなる。
- (5) 払 込 期 日 平成 19 年 3 月 16 日(金)
- (6) 受 渡 期 日 平成 19 年 3 月 19 日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、平成 19 年 2 月 22 日(木)に証券取引法に基づく有価証券通知書を提出している。

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 株式売出し(当社株主による売出し)

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 297,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 西村合資会社 297,000 株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法に記載の売出価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法に記載の売出方法と同一とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(4)申込期間に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 19 年 3 月 19 日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、平成 19 年 2 月 22 日(木)に証券取引法に基づく有価証券通知書を提出している。

3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記【ご参考】2.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 82,500 株
なお、株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 新光証券株式会社 82,500 株
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法及び 2. 株式売出し(当社株主による売出し)(3)売出価格に記載の売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し及び 2. 株式売出し(当社株主による売出し)(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)の需要状況を勘案した上で、新光証券株式会社が当社株主から 82,500 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(4)申込期間及び 2. 株式売出し(当社株主による売出し)(5)申込期間に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 19 年 3 月 19 日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、平成 19 年 2 月 22 日(木)に証券取引法に基づく有価証券通知書を提出している。

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 第三者割当による自己株式処分（下記【ご参考】2.を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 82,500株
- (2) 払込金額の決定方法 売出価格等決定日に決定する。なお、払込金額は1.自己株式の処分にかかる株式売出し(2)に記載の払込金額と同一とする。
- (3) 割当先及び株式数 新光証券株式会社 82,500株
- (4) 申込期日 平成19年3月26日(月)
- (5) 払込期日 平成19年3月27日(火)
- (6) 申込株数単位 100株
- (7) 上記(4)記載の申込期日迄に申込みのない株式については、募集を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式処分に関し必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。

以上

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 株式売出しの目的

今般、上記自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）を実施することといたしました。これは設備資金に充当するため（「4. 自己株式の処分による手取金の使途」をご参照ください。）並びに当社普通株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

今回の売出しにおきましては、上記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し」及び上記「2. 株式売出し（当社株主による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である新光証券株式会社が当社株主から82,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、82,500株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、新光証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成19年2月22日（木）開催の取締役会において、新光証券株式会社を割当先とする82,500株の自己株式処分（以下「第三者割当による自己株式処分」という。）を、平成19年3月27日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、新光証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成19年3月23日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社ジャスダック証券取引所又は株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。新光証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、新光証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、新光証券株式会社は第三者割当による自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当による自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、第三者割当による自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、新光証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。従って新光証券株式会社は第三者割当による自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により第三者割当による自己株式処分は全く行われず、また、株式会社ジャスダック証券取引所又は株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

- (1) 現在の自己株式数 421,859 株 (平成 19 年 1 月 31 日現在)
 (2) 処分株式数 335,500 株
 (3) 処分後の自己株式数 86,359 株

(注) 上記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し」の処分株式数に加え、「4. 第三者割当による自己株式処分」の割当株式数の全株に対し新光証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数であります。

4. 自己株式の処分による手取金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

差引手取概算額 207,020,000 円については、本売出しによる自己株式処分と同日付をもって決議された第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限 68,800,000 円と合わせ、手取概算合計上限 275,820,000 円について、全額設備投資に充当する予定であります。

なお、平成 19 年 2 月 22 日現在、設備計画につきましては、以下のとおりとなっております。

事業所名	所在地	事業の内容	設備の内容	投資予定金額 (千円)		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手年月	完了年月	
堺工場	大阪府 堺市堺区	セラミックス	研削及び加工	22,000	7,300	自己資金	平成 18 年 7 月	平成 19 年 4 月	研削・加工能 力 2% 増加
			成形設備	22,000		自己資金	平成 18 年 7 月	平成 19 年 6 月	成形能力 2% 増加
東山工場	大阪府 堺市中区	セラミックス	工場建屋増床	696,500	490,500	自己資金	平成 17 年 9 月	平成 19 年 3 月	生産能力 10% 増加
			焼成炉改造	88,100	25,250	自己資金	平成 18 年 6 月	平成 19 年 2 月	焼成能力 15% 増加
		セラミックス	土地、工場建屋 及び成形設備	620,000		自己資金 及び自己株式 処分資金	平成 19 年 10 月	平成 21 年 10 月	生産能力 30% 増加

以 上

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。